



# YouTuberのための著作権入門

## —背景の演出編—

弁護士 國松 崇

最近趣味でYou Tubeを始めただけのAさんは、特に断りもなく、好きな写真家の写真や人気イラストレーターが描いたポスターなどを背景にセッティングして、自分で撮影したいろんな面白動画を配信しています。著作権法上、問題はあるのでしょうか。

### ◆—解説

#### 1. You Tubeでの動画配信は法的にどういう行為？

映像をインターネット上で、広く一般に向けて再生・閲覧できる状況にすることを世間では「動画配信」と言ったりしますが、この行為は、著作権法の世界では著作物の「自動公衆送信」と呼ばれています（著作権法第2条1項9の4）。今回の質問については、Aさんは自分で撮影した動画をYou Tubeで「自動公衆送信」とするとともに、そこに背景として映っている写真家の写真やイラストレーターのポスターも同時に「自動公衆送信」していることになる、ということが最初のポイントになります。

#### 2. 著作物を無断で「自動公衆送信」することは違法？

著作権があるからと言って、ありとあらゆる著作物の利用行為に著作権が働くわけではありませんが、残念ながら、上記「自動公衆送信」行為については、例えば著作物の「複製（コピー）」や「演奏」と同じように、著作権者の許諾がなければやってはいけない行為の一つだと著作権法で定められています。したがって、他人の著作物を、著作権者に無断でYou Tubeで配信することは、著作権者の「自動公衆送信権」の侵害になる、つまり、違法だということになります。

#### 3. 質問に対する答えは…

では本題に入りましょう。たとえ動画そのものの著作権者がAさんであったとしても、そこに映っている写真やイラストの著作権がAさんに移ったりすることはありません。これらの著作権は、相変わらず写真家やイラストレーター、あるいは、事後これらの著作権の譲渡を受けた人にあるわけです。となると、Aさんの行為は、著作権者に無断で著作物を「自動公衆送信」したということで、原則として、違法になってしまいます。

しかし、現実には著作権者と交渉して許諾を取る

作業は、なかなか気軽にできることではありません。当然料金が発生することもありますから、趣味で動画配信を始めたAさんのような方にとっては、よりハードルは高いですね。

ということで、何か工夫の余地がないか検討してみましょう。細かい説明は省きますが、過去の裁判例などをもとに考えると、例えば「自分の姿などのメインコンテンツが画面の大部分を占めていて、背景の写真やイラストがあまり映っていない」とか「背景に映り込んでいるが、一つ一つの写真やイラストはハッキリとは見えない」といった動画にすることが考えられます。この程度の映り方では、実質的な意味で著作物を「利用した」とは言えないという考え方がベースになっていまして、こうしておけば、写真やイラストの著作権者の許諾は必要ないといえる可能性が出てくるんですね。実際にも、（権利の種類は違いますが、）同様の理論で著作権侵害を認めなかった有名な裁判例があります（雪月花事件：東京高裁平成14年2月18日判決）。

あとは、Aさんが、広く誰でも動画を見れる必要はないと考えるのであれば、例えば動画閲覧に鍵を付けるなどして、閲覧できる人間を数人程度に絞ることも一つの方法です。そうすれば、「自動『公衆』送信」にはならないことになるので、どのような映り方をしても、写真家やイラストレーターの自動公衆送信権は働かないことになります。ただし、映像を録画してしまうと、別途写真やイラストを「複製」していることになってしまいますから、この方法はいわゆる「生配信」だけに限って有効ということになります。

You Tube配信は誰でも気軽に始められる反面、何気ない演出や編集によって著作権侵害が起りやすい行為とも言えますので、そこは注意したいところですね。

執筆者プロフィール

國松 崇（くにまつ・たかし）

弁護士（第一東京弁護士会）。同志社大学法学部、首都大学東京法科大学院卒業。TBS初の社員弁護士として、ビジネス・エンタテインメント法の分野で幅広く経験を積んだ後、東京リベルテ法律事務所に移籍。趣味はゴルフとお笑い鑑賞。